

## 【自治体向け】戸籍謄本・住民票の写し等の職務上請求等に関するFAQ

→職務上請求用紙の紛失状況について

(→<https://www.nichibenren.or.jp/activity/improvement/reform/loss.html>)

### 1 請求用紙について

Q 1-1 請求用紙の使い分けについて、確認したい。

A 1-1 フローチャート（後掲）のとおりです。

Q 1-2 請求用紙をコピーして使用することはできるのですか。

A 1-2 コピーして使用することはできません。

Q 1-3 同じシリアルナンバーの請求用紙が複数提出されたのですが、問題ないでしょうか。

A 1-3 弁護士が所属弁護士会から購入する請求用紙（50枚綴りの冊子）には、冊子ごとにシリアルナンバーが振られており、同じ冊子の用紙にはすべて同じシリアルナンバーが印字されています。そのため、同じ弁護士から提出される用紙であれば、同じシリアルナンバーである場合があります。

Q 1-4 同じシリアルナンバーの請求用紙を複数の弁護士が使用することはあるのですか。

A 1-4 弁護士（弁護士法人も同じです）が所属弁護士会から購入する請求用紙を他の弁護士と共用したり、他の弁護士に譲渡したりすることは認められていません。もし、そのような事例があった場合には、当連合会にお知らせいただければ幸いです。

### 2 窓口での請求について

Q 2-1 弁護士本人が窓口で請求する場合、本人確認資料として必要なものは何でしょうか。

A 2-1 当連合会としては、会員（弁護士等）に対し、次のとおり案内しています。「弁護士本人が市区町村の窓口で請求する場合、本人確認資料としては、弁護士バッジ（記章）又は身分証明書（弁護士本人の氏名、登録番号、事務所の名

称及び所在地並びに発行主体が記載され、写真が貼り付けされているものであって、日本弁護士連合会又は所属弁護士会発行のもの)等のいずれかを提示し、弁護士の職印が押捺された請求用紙を提出する。」

なお、請求用紙に記載された弁護士の事務所所在地、氏名、登録番号等については、当連合会ホームページの「弁護士検索」からご確認いただけます。弁護士法人については、「法人検索」からご確認ください。

Q 2-2 法律事務所の事務職員（補助者）が弁護士の使者として窓口で手続をする場合、本人確認及び権限確認の資料として何が必要でしょうか。

A 2-2 当連合会としては、会員（弁護士等）に対し、次のとおり案内しています。

① 事務職員証を持っている場合

「当該事務職員につき、写真が貼付されている職員身分証明書（補助者の氏名、補助者を使用する弁護士等の氏名（又は補助者の所属する弁護士の事務所の名称）、事務所の名称及び所在地並びに発行主体が記載されているものとする。）を提示し、弁護士の職印が押捺された請求用紙を提出する。」

② 事務職員証を持っていない場合

「当該事務職員の運転免許証やマイナンバーカード等<sup>※</sup>を提示し、当該事務職員の権限確認書類として請求者である弁護士から当該事務職員に対し第三者の戸籍謄本、住民票の写し等の職務上請求を請求者である弁護士の使者として行うことを記載した弁護士の委任状（署名又は押印したもの）を提出し、弁護士の職印が押捺された請求用紙を提出する。」

※戸籍謄本等の請求においては、戸籍法施行規則第11条の2第1号に規定する書類、住民票の写し等の請求においては、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第11条1号イに規定する書類等

### 3 郵送請求について

Q 3-1 郵送請求の場合に、弁護士の本人確認書類は何が必要でしょうか。

A 3-1 当連合会としては、会員（弁護士等）に対し、次のとおり案内しています。

「郵送請求の場合、請求者である弁護士が、請求用紙に所定の事項を記入し、自身の職印を押捺の上、自身の事務所所在地を戸籍謄本等請求物の送付先に指定して請求することとされています。その場合には、弁護士の氏名、事務所所在地及び登録番号は、当連合会のホームページ上で公開され、市区町村窓口

でも検索により確認ができることから、本人確認書類は必要ないとされています。」

なお、弁護士の氏名・所在地等は、当連合会ホームページの「弁護士検索」からご確認いただけます。

#### 4 「弁護士法人」からの請求について

Q 4 - 1 法律事務所名に「弁護士法人」が付いている場合、弁護士法人からの請求なのか、弁護士個人からの請求か、どのように見分けたらよいですか。

A 4 - 1 弁護士法人としての請求の場合には、請求者の欄の「登録番号」に弁護士法人の「届出番号」を、「氏名」の欄に代表権を有する社員である弁護士の氏名を、それぞれ記載することになっています。

当連合会ホームページの「法人検索」から当該弁護士法人を検索していただき、弁護士法人の届出番号と代表権を有する社員である弁護士の氏名が確認できれば、弁護士法人からの請求、ということになります。

これに対し、請求者の欄の「登録番号」に請求者である弁護士個人の登録番号が記載されている場合は、弁護士個人からの請求、ということになるかと思われる。

# 戸籍謄本等請求用紙は以下の4種類です

- ・受任事件に関する裁判手続又は裁判外の民事上・行政上の紛争処理手続の代理業務
- ・刑事弁護士等の業務 等

成年後見人, 不在者財産管理人, 破産管財人, 遺言執行者等としての業務

職務上請求

職務上請求以外

戸籍・除籍・原戸籍の謄本・抄本

住民票の写し・戸籍の附票の写し 等

戸籍・除籍・原戸籍の謄本・抄本

住民票の写し・戸籍の附票の写し 等

様式第1号

戸籍謄本等  
職務上請求書  
〔A用紙〕

様式第2号

住民票の写し等  
職務上請求書  
〔B用紙〕

様式第3号

戸籍謄本等  
請求書  
【弁護士業務用】  
〔C用紙〕

様式第4号

住民票の写し等  
請求書  
【弁護士業務用】  
〔D用紙〕